

## 令和元年 情報モラルに関する啓発リーフレット【解説】

きみたちがインターネットを安全に利用するために

岐阜県教育委員会  
学校安全課

### 1. はじめに

本県において、児童生徒の携帯電話・スマートフォン等の所持率は年々増加しており、平成30年度では小学校1年生で17.6%（昨年度15.7%）、中学校1年生で51.5%（昨年度47.8%）、高校1年生でほぼ100%という状況です。いつでもどこにいても、簡単にインターネットにつながる状態にあります。また、近年は、SNSを含むインターネット上のコミュニケーションにまつわるトラブルが人々の関心を集めるようになってきました。

児童生徒を取り巻く環境が急速に変化するなかで、多くの児童生徒が、自分の手元にある機器を使用して、インターネットを介して他者とコミュニケーションをとることは、広く大きな社会や世界に参画する手立てとなります。しかし児童生徒の不用意な情報発信のために、児童生徒自身が犯罪の被害者にも加害者にもなり得る事案が見受けられます。また、SNS等のコミュニケーションは、限られた文字数によるコミュニケーションであり、情報を発信する一人に対して、即座に多数の人間が関わることができるという特徴があります。十人十色という言葉があるように、言葉の受け取り方一つとってみても様々であり、情報を発信した本人の想いが正しく伝わるかどうかは、甚だ疑問が残ります。

そこで、今年度のリーフレットは、次の4点をポイントとし、SNS等によるコミュニケーションが引き起こす想いの違いについて、具体的な事例を基に考えてもらいながら、インターネットにまつわる事柄について学んでもらう構成としました。

- ①【導入】 SNSを通じてのコミュニケーションの在り方
- ②【展開1】 インターネットを利用する際に注意すべきこと
- ③【展開2】 インターネット利用における人権意識の在り方
- ④【展開3】 スマートフォン使用におけるモラルやルール

また、リーフレットには、実際の授業展開を想定して、児童生徒に考えさせる「問い」を、適宜設けていますので、是非授業で活用いただきたいと思えます。



### ①【導入】

#### ■ 携帯電話・スマートフォンの普及に伴う、インターネット上のトラブル

スマートフォンの普及やSNSの利用拡大で、「SNSによる仲間はずれ」が問題となっています。例えば、特定の子に対し、その子の発言だけを無視する行為、ささいな理由から多数で追い詰める行為等、様々な行為が想定されます。「言葉による嫌がらせ」は、児童生徒の心身にとって大きな苦痛を与えかねない行為です。そのことを踏まえると、「SNSによる仲間はずれ」は、いじめに該当する可能性が高いとされ、また視点を変えると、組織的ないじめとして認知される可能性もあります。

SNSは手軽なコミュニケーションの手段である一面、ちょっとした事からトラブルに発展する事もあり、かつまた、グループトークの場合、メンバー以外は内容を見る事もできないため、トラブルの発見が遅れがちになります。そこで、SNSでの仲間はずれについても、いじめの「疑い」があるという理解のもとで、教師が、児童生徒間の様子をつぶさに観察することは、トラブルの早期発見、引いては、適切な対応の糸口となります。

今回のリーフレットでは、導入部に、トラブルを未然に防止するコミュニケーションの手立てを、児童生徒と一緒に考えることのできる内容を配置しました。特に、小学校4年生～6年生の児童及び、スマートフォンを比較的多くの生徒が所持し始める中学校1年生を想定した内容にしていますので、先生方は、早い段階からの情報モラル教育の手立てとして、児童生徒に具体的な行動を考えさせるよう指導してください。

### ■ コミュニケーションのポイントとして児童生徒に考えさせてください

Q1 誤解を与えないためにどうする？（誤解を与えないためにどんな工夫をするとよいでしょうか？）

文字だけの会話では感情やイメージが正しく伝わりません。絵文字、顔文字(^\_^)を使うなどの工夫で、お互いの理解が深まる文章になります。自分の考えや想いを、情報の受け手に正しく伝わるようにすることに気付かせてください。

Q2 複雑な会話もSNSですませますか？

グループトークはテンポが速く、時として複数の会話が行って飛び交います。きっと日常では、友達同士でも大事な話をしなくてはならない場面があると思いますが、本当に大事な話であれば顔を合わせて話し合いの場を作りましょう。お互いの考えや想いを汲んだ会話ができるかもしれません。

Q3 ムカッ！イラッ！としたらどうする？（自分の悪口を書かれた！と感じたらどうする？）

直接聞きにくい場合は、保護者の方や先生など信頼できる大人に相談しましょう。

### ②【展開1】

展開1は(1)～(3)の内容に分かれ、主に知識・理解に主眼を置いています。中学生・高校生の比較的高学年の生徒に対しては、法的な責任に触れつつ指導してください。

#### ■ (1) アップロードとダウンロード

##### ① アップロードについて

他者の著作物を勝手にインターネット上に公開(アップロード)する行為は、著作権の侵害、いわゆる違法アップロードとなります。著作権になじみのない児童生徒にとっては、侵害してしまいやすい他者の権利の一つであることを教えてください。

例えば、音楽の違法アップロードは著作権の侵害です。

また、友達と冗談半分で撮影した不適切動画などをアップすれば、自分が想像する以上に高速で拡散してしまい、一度、インターネットに上がったものは簡単には消せない事を指導してください。

##### ② ダウンロードについて

インターネット上にアップロードされたコンテンツをダウンロードする事は容易な事かもしれませんが、「なぜコンテンツを無料でダウンロードさせるのか」、顔の見えない相手の目的を考えさせてみてください。

#### ■ (2) ID・パスワードについて

インターネット上のサービスを利用する上で、煩わしさを感じるのが、ID・パスワードの管理です。特にこの内容は、大人でさえも煩わしさを感じるポイントですので、小学生から高校生まで、幅広い年齢を対象として指導してもらえるよう「問い」を設定しました。

・不適切な書き込みをあなたのアカウントでされること

・悪意あるメッセージを大切な友人家族などに送りつけられたりすること等

様々な危険性について、調べさせるなどして、自己管理の意識を高めるよう指導してください。

#### ■ (3) インターネット依存・ゲーム依存について

昨年度のリーフレットは、メインテーマとして「インターネット依存・ゲーム依存」を取り上げました。本年度は、簡単にセルフチェックの項目として3つの「問い」を用意しました。毎日の時間管理等についての意識啓発をお願いします。

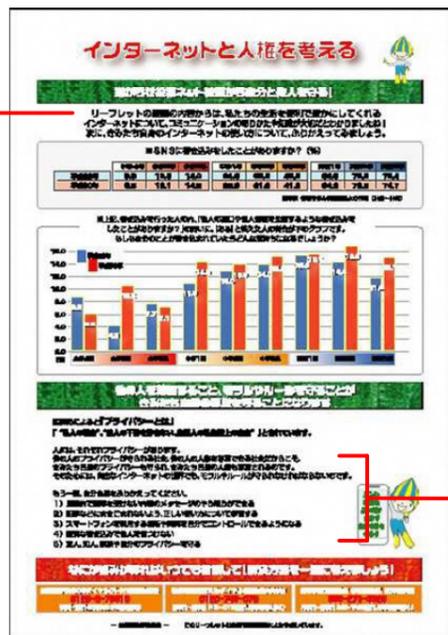
表面では、【導入】でトラブルの未然防止に役立つ「コミュニケーションの手立て」を考察させ、「権利侵害や個人の心身の健康」などについての知識・理解を深めさせる内容となっています。この内容の根底には、「個人（他者及び自己）の尊重」というテーマがあります。

### ③【展開2】

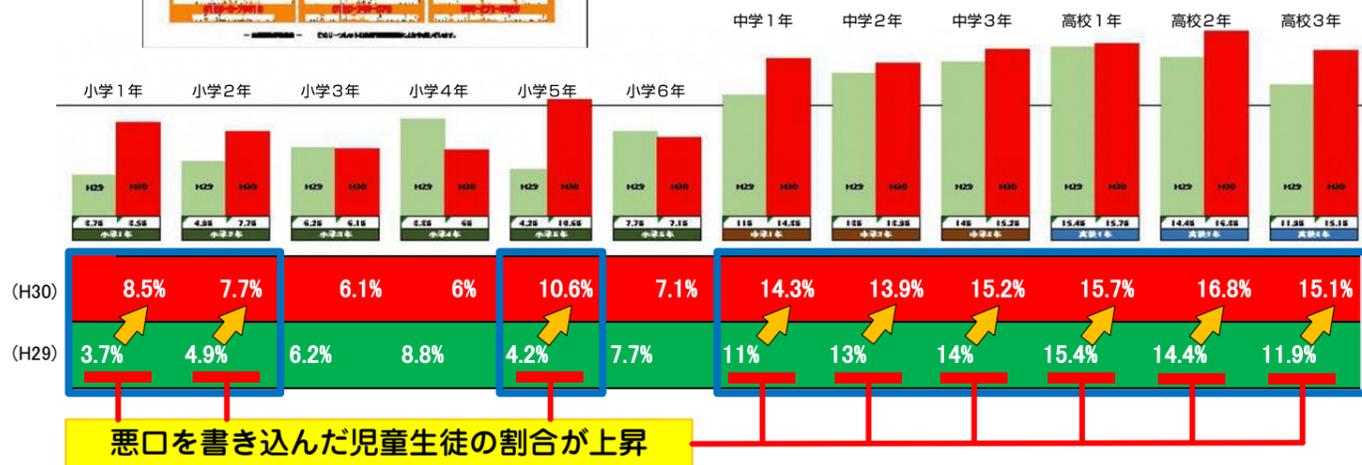
法務省は、インターネット上に、個人の名誉やプライバシーを侵害する書き込みがされたり、差別を助長する表現が掲載されたりすることが人権課題の一つとしています。この課題解決のためには、個人の名誉やプライバシーの保護について、児童生徒に対し、早期から正しい知識を習得させることが重要です。そこで、裏面では、「人権の尊重」について、グラフの読み取りなどを通じて、児童生徒に考えさせる「問い」を用意しつつ、学校や家庭においての情報モラルに関するルールの重要性について、学べるよう内容を構成しています。先生方は、「人権の尊重」という点を踏まえて指導をお願いします。

裏面の【展開2】では、情報モラル調査（岐阜県実施）から引用作成したグラフの読み取りを通じて、児童生徒自身に自らの行動を振り返らせるよう指導してください。

グラフからは、多くの学年で前年度よりも「他人の悪口、個人情報を書き込みした」と答える児童生徒の割合が増加していることが分かります。安易な情報発信により、侵害されてはならない個人の権利について、その重要性を十分理解させてください。



他人の悪口、個人情報の書き込みをする行為の低年齢化がうかがわれます。(下グラフと表を参考)



### ■ プライバシーを守るためには

自分や他者のプライバシーを保護するために気を付けることは、掲示板やブログに、個人が特定できるような個人情報の書き込みを避けることです。特に他人が管理している掲示板だと管理人に削除依頼を出さない限り書き込みはなかなか消えないので注意が必要です。また、個人情報の会員登録が必要なものも気を付けなければいけません。その登録するサイトが少しでも信用ならないものと思ったら使用を避けた方が良いでしょう。

--- 例えば、友人と撮った写真をむやみにネットにアップしないこと。自分のプライバシーが侵害されてしまうことについては気にする人であっても、他者のプライバシーをうっかり侵害してしまうことについては無頓着という場合もあります。その結果、友人との仲が悪化してしまう、あるいはSNSで炎上に巻き込まれてしまうということがありますので注意が必要です。

では、他者のプライバシーを守るためにどういったことに注意すればいいのでしょうか。まず、友人とのツーショットや集合写真をネット上にアップする場合は、必ず友人の許可を得て行うようにしましょう。仮に友人や知人しか見ないSNSにアップするという場合でも同様です。自分が不特定多数の人に見られる状態になることを嫌う人は少なくありません。

--- インパクトのある人がいたからといって、勝手にスマートフォンで撮ってSNSにアップするというのも控えるべきです。それは盗撮行為になってしまいます。

### ④【展開3】

#### ■ ルールを守ることがネットトラブルから児童生徒自身を守る(ルール、家庭教育)

- 1) 良識的で誤解を受けにくい内容のメッセージのやり取りができる。  
内容に配慮して、お互いの考え方や想いの伝わる文章に配慮して下さい。
- 2) 犯罪行為などにまきこまれないよう、正しい使い方について学習する。  
何が良い事か、何が悪い事か考えさせてください。
- 3) スマートフォンを利用する場所や時間を自分でコントロールできるようになる。  
家族がいる居間で夜10時以降はしないとか家族で決めて下さい。
- 4) 悪質な書き込みで他人を傷つけない。  
どんな情報でもまず真意を確かめ、むやみな書き込みは控えてください。
- 5) 家族や他者のプライバシーを守る。  
大事な家族や、他者のプライバシーを守って下さい。



#### ■ モラルやルールの再確認

児童生徒は、物心がついた時から身近にスマートフォンがあるという環境で育っています。そのことを踏まえると、スマートフォンをモラルを守って上手に使う事ができる、情報活用能力の育成が重要となります。

最後に、指導にあたる先生方は、家庭との連携を深める事を意識しつつ、家庭でのルール作りについても指導してください。本リーフレットを授業で使用するだけでなく、家庭において、児童生徒が保護者とスマートフォンの利用について相談し、ルールを理解して決めるよう指導してください。

#### 【おわりに】

インターネットでは、自分の名前や顔を簡単には知られることなく発言することができます。しかし、インターネット上の発信者が特定できないわけではありません。発信者の特定は可能であり、匿名であっても、責任をもった行為が重要であることを、指導においては押さえてください。情報の発信者、情報の受信者、双方の顔は見なくても、インターネットでつながった先には、心をもつ生身の人間がいるということを、児童生徒に理解させていただきたいと思えます。